●○●　よくある質問　●○●

Q. 自分で確定申告をする予定。年末調整の書類は出さなくてOK？

A. 確定申告をする場合でも、基本書類①～③の提出が必要です。

当財団が本業(メイン)である場合、「甲欄」の税率で計算を行いますが、提出がない場合、「乙欄」となり、高めの税率計算になります。

また「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を年金機構に提出されている方も、給与に対する年末調整として、基本書類①～③の提出が必要です。

＊提出がない場合は上記と同じく「乙欄」となり、高めの税率計算となります。

Q. 収入の金額・所得の金額って、どの金額？

A. 収入金額：１月～12月までに、実際に支給された給与明細の「総支給金額」の合計（11～12月は見込額で計算）

所得金額：収入金額から控除額を差し引いた金額

※所得金額の計算方法は、別紙「収入」と「所得」は違います。を確認してください。

※公的年金の収入を所得にするための控除額も記載してあります。

Q. 年末調整の書類をもらっていないが、どうすればいいですか？

A. メインの勤務先（他社）で年末調整を行ってください。

他に勤め先があり、当財団が副業（乙欄）となっている方には、書類配付していません。

令和８年分から財団がメイン（甲欄）になる場合は、各班にお配りしているファイルから、予備用紙を使って、提出してください。

＊作業実施状況に年末調整の情報を掲載しています。



（作業実施状況）

